

第112回京都市消費生活審議会 摘録

1 開催概要

- (1) 日 時 平成28年7月20日(水) 午前10時00分から午前11時50分まで
- (2) 場 所 京都市消費生活総合センター研修室
- (3) 出席者 ○消費生活審議会委員18名(五十音順)

宇津 克美 委員, 大本 久美子 委員, 川口 恭弘 部会長, 川村 幸子 委員,
佐久間 毅 部会長, 高田 艶子 委員, 長野 浩三 委員, 芳賀 徹也 委員,
松井 元子 委員, 本政 八重子 委員, 森田 政子 委員, 山口 佳永子 委員,
山下 徹朗 委員, 山中 英之 委員, 山本 克己 会長, 山本 純 委員,
山本 隆英 委員, 若林 靖永 部会長

●京都市

文化市民局

局長 寺井 正

くらし安全推進部共生社会推進担当部長 板倉 康夫

消費生活総合センター長 柴田 洋志 ほか

環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課

保健福祉局長寿社会部長寿福祉課

保健衛生推進室保健医療課

- (4) 欠席者 ○消費生活審議会委員2名(五十音順)
稲垣 眞咲委員, 岡本 勲委員

2 傍聴者

なし

3 開会

- (1) 京都市文化市民局長 挨拶
- (2) 京都市消費生活審議会会長 挨拶

4 審議内容等

議事

- (1) 京都市消費生活基本計画(第2次計画)の平成27年度推進状況について
- (2) 京都市消費生活基本計画(第2次計画)平成27年度重点課題に対する取組状況について
- (3) 京都市消費生活基本計画(第2次計画)平成28年度重点課題に係る実施計画について

○会長

まず、議事(1)と議事(2)について、事務局から説明願う。

～ 事務局から、資料1, 追加説明, 資料2について説明 ～

○会長

ただ今の説明に対して、何か御質問や御意見があればお願いしたい。

○委員

高齢者の消費者被害を防止するためには、不招請勧誘の規制を積極的に推進していくことが重要であると思われるが、先般の特定商取引法の改正では、不招請勧誘の規制について業界等の反対もあって、電話勧誘における Do-Not-Call 制度と、訪問販売お断りステッカーによる一律の拒絶についての規制が、国レベルでは見送られている状況であるので、地方から発信していく必要があると思う。

京都市では「迷惑な訪問販売・訪問買取お断りシール」を作成し、条例で拒絶後の勧誘については禁止行為と発信しておられる。消費者庁が行ったアンケートでは9割以上の方が電話勧誘・訪問勧誘については迷惑であるという回答結果もあるので、是非「迷惑な」の文言を除いたステッカーを京都市で作成、全戸配布して、高齢者の消費者被害を防止してもらいたい。

●事務局

以前、全戸配布した訪問販売お断りシールについては、当審議会の議論の結果、「迷惑な」の文言を記載することとした。不招請勧誘の規制により、防げる消費者被害はたくさんあるが、意見の調整がつかない国の議論も見守らなければならないほか、全戸配布には相当の費用を要するので、御要望については検討を要するものと御理解いただきたい。

○部会長

まず、重点課題1の1、小学生向け「買い物シミュレーションキット」について、どれくらいの学校数やどのような授業で学んで、どのような感想があったのか、取組状況の評価を報告できるものがあれば、お願いしたい。

次に2、中学生向け消費者教育冊子について、実際に中学校でどのように取り上げられたか等の事例があれば、お願いしたい。

最後に3、若者向け冊子について、接している大学生をみると、配るだけでは読まない実態があると考えられる。そこで、京都の大学、大学の教員や学生団体等、どんな連携で取り組んでいるかをお願いしたい。

●事務局

まず、小学生向け教材であるが、200セット作成し、182校に配布している。小学校5年生の授業で「買いもの」という授業があり、そこで活用してもらっていると考えている。活用方法等に関してはアンケートを依頼しており、年度末には回答が得られる予定である。

次に、中学生向け教材であるが、17,000部を作成し、新中学1年生一人一人に配布し、研究授業の中で活用していると聞いている。今後、新しい教材を作る際に合わせて意見等をもらうこととしている。

最後に、若者向け教材については、高校36校、大学33校に配布している。配るだけではなく、大学に積極的に出前講座に出向き、その中で活用することを考えている。

○委員

小学生向け教材が200セットとのことだが、おそらく各学校に1セット配布ということで、1セットでは実際の授業の中ではなかなか活用しづらい。各グループに1セットとして10セット以上を貸し出すような取組を今後は是非考えてもらいたい。

次に、中学生向け教材については、私もいろんなところで宣伝させてもらっているが、市外からの要望も含めて、対応できるのか。

この中学生向け教材は、今年の市内の全中学校1年生に配布し、来年も再来年も継続する予定であるのか。

●事務局

小学生向け教材については、お話にあったとおり各学校に1セットということになるが、データが入ったCDが添付されていて、そのCDから出力してもらえるようになっている。

中学生向け教材については、市外への対応については難しい面があるが、サンプルとして提供できると考えている。

また、中学校への配布については、時点修正をし、毎年度継続して配布していく予定である。

○委員

消費者標語で表彰された作品集がどこで確認できるのか。

次に、小学生向け、中学生向け、大学生向けの教材についてであるが、京都市の高校が13校しかなく、取り組みにくいこともあると思うが、なぜ高校生向けには作成されていないのか。

様々な媒体を用いた情報の発信として啓発ブースを出展されているが、12月10日にみやこめっせで開催するPTAフェスティバルに是非出展してもらいたい。

●事務局

くらしの達人事業の標語の受賞作品については、冊子を作成し配布している。また、5月の消費者月間にゼスト御池で展示を行った。

高校生向け教材については、若者向け教材を大学3校に配布しているが、社会に出る前の高校3年生に読んでもらうことも効果的であると考え、高校36校にも配布している。

ただし、高校生の活用方法については、教材を当てはめるカリキュラムが見つからないため、今後検討が必要だと考えている。

提案いただいたブース出展については、調整、相談をさせていただく。

○委員

平成26年度の消費者教育推進部会の中で、子どもたちと保護者の関係は重要であるとの話があった。保護者にどのように伝えていくのかについては、我々PTAと連携をとってもらいたい。

小学生や中学生の授業で使う教材が、どのようなものか分からない中で発言するが、〇〇が正しいという教えのように断定的に使われていないだろうか。経済状況など家庭の事情は様々であり、授業で教わったことと異なる親の消費行動が悪いこととならないよう十分に注意してもらいたい。そのためにも、授業内容やその活用を是非とも押さえてもらいたい。

●事務局

小学生向けの教材については、自分で選んだ観点や結果はこうだが、後でみんなで発表しあって違う観点もあるのだという気付いてもらうことが1つの目的であり、正解がないことが前提での教材の使用をお願いしているが、実際にどのように活用されているかを追いかけて、フォローしていきたいと思う。

○会長

成年後見支援センターの設置・運営に関する事で、あくまで意見であるが、後見人の不祥事は結構多く、横領行為がしばしばある。「市民後見人」を養成することはよいことだと思うが、その後のフォローアップが大事で、選任されてから継続的にモニターするなど、注意いただきたい。

○部会長

今の会長の意見に関連して、私もあくまで意見であるが、徘徊するような人の後見人になると、その方が起こした事故について法的責任を問われることがありうる。法的責任を問われるかどうかはまだ判例も確定していないので断言はできないが、きちんと後見人を守るために、その危険を教授しておかないといけない。行政にできることは限りがあるかもしれないが、後見人を守る方の策も考えるべきである。

○会長

他になれば、議事(3)に移りたいと思う。事務局から説明願う。

～ 事務局から、資料3について説明 ～

○会長

相談事業について、市民の生活力を上げるということで、消費生活総合センターにふさわしい事業であると思うが、消費者という切り口では少し違和感がある。重点課題とするには、消費者問題との関連が薄いのではないか。

●事務局

重点課題としての並びでみると違和感があるかもしれないが、京都市民法律相談事業も含めた相談事業の充実については、消費生活条例の定めにもあるため、挙げている。

○委員

先ほどそれぞれ説明があったが、「消費者教育推進計画」と「しまつのこころ条例」が、ほぼ同じような時期にスタートし、関心を持ってきている。学校運営協議会の会議が先日あり、校長からの運営方針を聴いたが、消費者についても環境についてもまったく話が出てこなかった。教育委員会や環境政策局との横の組織のつながりはあるのか。

●事務局

庁内を横断する会議としては消費生活行政推進会議というのがあり、各部署との連携を図っている。その会議以外でも情報共有等を図っている。

○委員

消費生活行政推進会議には教育委員会の学校指導課も入っているのか。

●事務局

同会議に学校指導課は参加している。

○委員

毎年、各局との連携をお願いしているが、消費生活行政推進会議は昨年1回しか実施されていない。ことあるごとに様々な連携会議がなされていると思うが、できれば推進会議を年に数回は実施してもらいたい。

重点課題4に「高齢者等の見守りの仕組みづくり」について、くらしのみほりたい事業と京くらしのサポーター事業は10年近く経過していて、くらしのみほりたいでは2,857名の登録、京・くらしのサポーターは35名の登録とのことだが、実際にどれほどの方が活動できているのか不明であ

るので、これらの事業について中身を深めながら充実させて、実行性のあるものにしてもらいたい。

●事務局

消費生活行政推進会議は前年度の取組状況と当該年度の重点取組を議論するために、当審議会の前段で開催している。庁内連携については、昨年度までの審議会であれば、京都市の出席は消費生活総合センターのみであったが、今年度からは、それぞれの部局の担当も出席しており、少しずつ連携は深めているが、御意見を参考にしながら、更に深めていきたいと思う。

また、みはりたいの件については、御指摘のとおりである。みはりたいの仕組みを考えなければならないということで、保健福祉局との連携を検討する。

サポーターについては、30数名の中で20名前後が実際に活動している。出前講座での寸劇の披露というのは年間で数回だが、13会場で催したイベントにおける啓発の取組については、積極的に活動してもらっており、その中の方々が消費者庁からの表彰も受けたということは先ほどの説明のとおりである。

○委員

高齢者の消費者被害未然防止のためには、特殊詐欺と不招請勧誘の規制が重要で、不招請勧誘については条例があるので、「迷惑な」を付けない訪問販売お断りのステッカーを作る取組の再検討と、条例の指導、執行をやっていくことが重要で、抑止力になると思う。

京都弁護士会では、今年度独自に訪問販売お断りのステッカーを作ることとしており、そのステッカーをできれば各団体と連携、配布し、違反業者に対しては京都府、京都市への指導要請や訴訟提起を計画しているので、是非検討していただきたいし、要請があった際には条例の執行をしてもらいたい。

●事務局

条例に基づく注意・指導というのは資料で触れているとおりであるが、特定商取引法に抵触するような悪質な案件については、権限を有する京都府のセンターと連携を密にして指導していく。これについては、昨年度、大学生のマルチ商法被害について、連名で指導して対応した例などもあるので、連絡があれば迅速に対応したいと考えている。

○委員

ごみ量の削減で、毎年少しずつ減っているところがよい点だと思っている。パンフレットではリサイクルのことが重点的に記載されているが、今問題に挙げられている食品廃棄の視点でも啓発してもらいたい。

また、高齢者の見守りの仕組みづくりで、家に1日いて外出できない高齢者や情報が届かない高齢者に対してどうしていくのか、くらしのみはりたいをはじめ様々な活動で、被害防止を進めてもらいたい。

●事務局

食品廃棄については、消費者庁も今年度から取組を進めるようであり、我々も啓発や取組を進めていきたい。

高齢者の見守りについて、身体的な問題、精神的な面で外出が困難である方がいる。特に、福祉の見守りの中でも出てこない方への対応というのが非常に困難であるが、解決策がすぐある訳ではないので、アドバイス等あればお願いする。

○委員

高齢者の見守りの仕組みづくりで、老人福祉員制度というものを知らなかったが、それとくらしのみほりたいやサポーターとの違いがよく分からない。具体的にどのような活動をしているのか。

自分から情報を取りにいく時間もあまりなく、いろんな人から話を聞いて制度等を知るような状況であるので、介護している者にとって少しでも役に立つ情報があれば、しっかり発信してもらいたい。

●事務局

民生委員制度は全国制度であるが、老人福祉員制度は京都市独自の制度であり、1,472名が京都市長から委嘱を受けて活動している。活動の内容としては、一人暮らしの高齢者の見守りであり、基本的には定期的に訪問を行う。例えば昨年、京都府警からの依頼で、特殊詐欺の被害防止のためのチラシを持って注意を促すといった、外出できない方や相談することが難しい方に対し、こちらから出向いて気をつけてもらうようアプローチした。専門職ではないので、専門機関である地域包括支援センターにつなぐということが基本的な業務であるが、制度としては昭和49年から行っており、年々高齢者の増加に伴い、老人福祉員の増員を行っている。老人福祉員一人当たり55人くらいを受け持って活動している。

○委員

一人当たり55人くらいを受け持つのはかなり大変だと思うので、きめ細やかな見守りのためにも、増員してこまめに訪問してもらいたい。

○会長

老人福祉員はボランティアなのか。

●事務局

ボランティアである。

くらしのみほりたいについては、出前講座の出席者などに、任意でみほりたいとなってもらい、こちらからの情報発信の内容を、近所の方々等へ情報提供してもらうというものである。くらしのサポーターについては、啓発活動に協力してもらい取組を進めてもらっている。

○会長

制度のすみ分けがどうなっているのかよく分からないというのは、制度ができた当初から言われていたが、部局横断的に整理して利用しやすいものにしてもらいたい。

●事務局

連携を深めて、調整していく。

○部会長

食品表示の監視・指導業務について、京都府から京都市に権限がおり、部内で検討、決定がすでに行われていると思うが、行政の新しい事務や行政処分等が実施されることになるということで、ポイントが2つあると思われる。

まず、どのように調査を行うのか。実施体制や方法についての業務フロー図があるが、調査を行うための計画が必要であろう。

次に、事業者に対する口頭注意・文書注意・指示公表とあるが、京都市に権限が移管されていない

かもしれないが、元々法律には回収や業務停止の権限もある。これらの行政処分については何らかの実施要綱を定めて、事業者にもって、どういうケースの場合に、どういう処分が想定される等を、明文化する必要があると思う。すでに京都府との調整で具体化が進んでいるかもしれないが、本日の報告ではその点は分からなかったので確認したい。

●事務局

4月から業務を開始して、まだまだ手探りで進めているが、業務に関する要綱やマニュアルは必要であり、ほぼ出来上がっている状態である。今後、それに基づいて調査に入ることになる。現在のところ、農林水産省など他機関から情報が入ってきて、それを受けて調査に入るという形がほとんどである。年間の調査計画については検討中であるが、食品表示に関する啓発も必要であると考えているので、市民向けにはイベント等で周知し、事業者向けには説明会等を考えている。

なお、食品表示法の権限が京都市に移管されているが、表示における品質事項については消費生活総合センターが、衛生事項については保健福祉局が担当する項目となっており、合同で調査、指導に入る場合もある。

最後に、回収や業務停止の件については、そこまでの権限は市にはおいておらず、国の権限で執行されるということである。

○会長

以上で、本日、予定していた議事は全て終了したが、本日の審議や消費生活行政全般について、何か御質問や御意見があればお願いしたい。

(質疑なし)

○会長

皆様には熱心な議論をいただいた。最後に、事務局から一言いただきたい。

～ 暮らし安全推進部共生社会推進担当部長 お礼の挨拶 ～

○会長

以上で、第112回消費生活審議会を終了する。

以上